

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（行情）諮問第508号）

答申日：令和2年5月14日（令和2年度（行情）答申第26号）

事件名：護衛艦隊司令部が保有する特定事案の事故調査結果等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

護衛艦隊司令部で保管する①平成16年10月に「たちかぜ」において発覚した暴行・恐喝事件の事故調査結果，その他，関連する一切の文書②平成16年10月に発生した「たちかぜ」の自殺事案における自殺原因調査その他，関連する一切の文書③「たちかぜ」裁判に関連する横監法務係や海幕法務室から提供を受けたあるいは共有した訴訟関連の文書（以下，順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい，併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，本件請求文書1及び本件請求文書2につき，別紙の2に掲げる文書2ないし文書3.2（以下「本件対象文書」という。）を特定し，一部開示し，本件請求文書3につき，別紙の3に掲げる文書3.3を保有していないとして不開示とした決定については，本件対象文書を特定したこと及び文書3.3を保有していないとして不開示としたことは，いずれも妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成25年1月25日付け防官文第820号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分の取消し及び全部開示の決定並びに文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア まず，今回の開示決定により，新たな処分庁の文書隠蔽が明らかになったので指摘しておきたい。

すなわち，平成17年4月14日の情報開示請求において，「（「たちかぜ」における）私的制裁等の事故及び自殺事故に関する資料一切」が対象文書となっていたにもかかわらず，その際に開示されなかった文書で，今回開示されたものが大量にあるのである。

イ 平成24年6月に，横須賀地方総監部（以下「横監」という。）監

察官室で「たちかぜ」事件関連のファイルが2冊「発見」された。その中には、護衛艦隊司令部が今回の開示文書以外にも文書を取得していたことを示唆する記述が記された文書がいくつかとじられている。

処分庁は、その2冊のファイルを徹底的に精査し、護衛艦隊司令部のキャビネットや机の引き出しに眠っている文書を全部出してもらいたい。

(2) 意見書

ア 「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）違反について

同申合せによれば、諮問は不服申立てから原則として30日以内、遅くとも90日以内に行うこととされているが、本件は不服申立てから諮問まで数年を要している。しかも同申合せによれば、30日を超えることが許されるのは「改めて調査・検討等を行う必要が」ある場合である。本件においては、30日はおろか、90日を数年も超過しているからには、諮問庁・処分庁はさぞかし詳細な「調査・検討等」を行ったのかと思いきや、「理由説明書」を読む限り、ほぼ原処分における主張を繰り返しただけである。このように、同申合せに定められた期限を漫然と超過するようなことは許されるべきでない。いずれにせよ、90日を数年も超過するのは、常軌を逸している。

なお、別紙（省略）によれば、諮問庁・処分庁においては、本件以外にも同申合せの期限を超過した文書が大量に存在するようであるが、平成28年度に不服申立ての件数が前年度の4倍になったので、平成28年度以降は、不服申立てから諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。さらには、平成27年度以前の不服申立てについても、諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。これだけでも諮問庁・処分庁の情報公開請求に係る不服申立てに対する考え方に首をかしげざるを得ないが、そもそも不服申立てが増加したのは、給油量取り違え隠蔽事件、たちかぜアンケート事件・南スーダン日報事件等により、諮問庁・処分庁の情報公開事務の適正性に疑問が生じたからであろう。それを逆手にとって不服申立てから諮問までの遅延を正当化するのは、「焼け太り」のようなものでありおかしい。

審査会におかれては、かかる諮問庁・処分庁の考え方が妥当かどうか検討し、要すれば諮問庁・処分庁を指導してもらえれば幸いである。

イ 近日中に「追加意見書」を提出する。

諮問庁・処分庁は、不服申立て事案を前記申合せに違反し数年も抱え込んだ挙げ句、一挙に諮問してきた。本来であれば、不服申立人は3週間程度で意見書を提出しなければならないところであるが、とても間に合わない。更にいえば、諮問庁・処分庁が数年も準備して諮問したのに対し、不服申立人は3週間程度で反論せよというのは、不公平である。したがって、まず、本日必要最小限の内容を記した意見書を提出した上で、近日中に追加意見書を提出することとしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる行政文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成24年10月30日付け防官文第14333号（以下「先行開示決定」という。）により、別紙の1に掲げる文書1について開示決定処分を行った後、平成25年1月25日付け防官文第820号により、残りの行政文書について、法5条1号及び6号の不開示情報に該当する部分並びに文書33を文書不存在につき不開示とする原処分を行った。本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表（省略）のとおりである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「平成24年6月に、横監監察官室で「たちかぜ」事件関連のファイルが2冊「発見」された。その中には、護衛艦隊司令部が今回の開示文書以外にも文書を取得していたことを示唆する記述が記された文書がいくつかとじられている。処分庁は、その2冊のファイルを徹底的に精査し、護衛艦隊司令部のキャビネットや机の引き出しに眠っている文書を全部出してもらいたい。」と主張し、不開示部分の取消し及び文書の再特定を求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分は開示している。また、本件開示請求に該当する行政文書は別紙に掲げる行政文書で全てであり、これ以外に特定すべき行政文書は保有していない。以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月25日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月15日 審議
- ④ 同年2月6日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 令和2年4月10日 委員の交代に伴う所要の手続の実施及び審議
- ⑥ 同年5月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

異議申立人は不開示部分の取消し及び全部開示の決定並びに文書の再特定を求める旨主張するが、異議申立書の内容に鑑みれば、具体的には本件請求文書1及び本件請求文書2に該当する文書の再特定並びに文書33の保有の有無を争うものと解される（なお、異議申立人は、上記第2の2（2）イのとおり、当審査会に対し、近日中に追加意見書を提出する旨主張するが、その後2年3か月以上経過した時点においても、当該追加意見書の提出はなされていない。）。

諮問庁は、本件請求文書1及び本件請求文書2に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を不開示とするとともに、文書33を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性並びに文書33の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 先行開示決定で特定された文書（文書1）及び本件対象文書（以下、併せて「本件現有文書」という。）は、いずれも護衛艦隊司令部において1冊の行政文書ファイル（以下「特定ファイル」という。）につづられており、当該ファイルには、本件現有文書のみがつづられている。

イ また、護衛艦隊司令部においては、特定ファイルの外に、いわゆる「たちかぜ」事件関連の文書がつづられた行政文書ファイルを保有していない。

ウ 本件異議申立てを受け、念のため、護衛艦隊司令部において、改めて執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件現有文書の外に、本件請求文書1及び本件請求文書2に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

（2）本件請求文書1及び本件請求文書2に該当する文書の特定に関する上記（1）の諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件請

求文書1及び本件請求文書2に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件現有文書の外に、本件請求文書1及び本件請求文書2に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 文書33の保有の有無について

(1) 文書33の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 上記2(1)のとおり、護衛艦隊司令部において、本件現有文書の外に、いわゆる「たちかぜ」事件関連の文書は、訴訟関連のものを含め、保有していない。

イ いわゆる「たちかぜ」裁判への対応に関しては、護衛艦隊司令部を通じてではなく、護衛艦「たちかぜ」と横監法務係及び海上幕僚監部(以下「海幕」という。)法務室との間で直接調整が行われ、護衛艦「たちかぜ」が退役・除籍となった平成19年1月以降は、横監法務係と海幕法務室との間で当該裁判への対応に係る調整が行われたことから、護衛艦隊司令部と横監法務係及び海幕法務室との間で当該裁判に関するやり取りは行われていない。

ウ 本件異議申立てを受け、上記2(1)ウと同様の探索を行ったが、文書33の存在を確認することはできなかった。

(2) 護衛艦隊司令部において、いわゆる「たちかぜ」裁判への対応に係る調整を行っていなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に文書33の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、文書33を保有しているとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約4年9か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示し、本件請求文書3につき、文書33を保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において、本件現有文書の外に本件請求文書1及び本件請求文書2の開示請求の対象として特定すべき文書

を保有しているとは認められず、また、文書 3 3 を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したこと及び文書 3 3 を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

1 先行開示決定で特定された文書

文書1 護衛艦「たちかぜ」の一般事故調査の実施について（依頼）（護艦隊（監）第1226号。16.11.30）起案用紙及び本紙

2 本件対象文書

文書2 被疑事実通知書，受領書の送付について

文書3 懲戒補佐官意見書

文書4 認定理由書の作成について

文書5 懲戒処分等の宣告について

文書6 申立書

文書7 供述調書

文書8 受領書

文書9 審理辞退届

文書10 自衛官の規律違反被疑事案について（通知）（護艦隊（監）第105号。17.1.27）

文書11 自衛官の規律違反被疑事案について（通知）（護艦隊（監）第106号。17.1.27）

文書12 申立書について（17.1.13）

文書13 たちかぜの暴行及び恐喝に関する服務規律違反に係わる調査報告書について

文書14 調査報告書

文書15 答申書

文書16 調査官等の指定について（16.1.13）

文書17 一般事故調査委員会の設置の一部変更について（通知）（横監監察第102号。17.1.17）

文書18 護衛艦「たちかぜ」の一般事故調査について（報告）（護艦隊（監）第112号。17.1.27）

文書19 護衛艦「たちかぜ」の一般事故調査について（通知）（横監監察第166号。17.1.27）

文書20 調査項目分担表（案）16.11.8 N-1

文書21 写真

文書22 起訴状

文書23 聴取記録について（警務官）（16.10.28。警衛士官）

文書24 聴取記録について（16.10.28。警衛士官）

文書25 服務事故発生報告（たちかぜ第278号。16.11.11）

文書26 新聞記事

- 文書 27 社民党国会議員等の横須賀地区部隊訪問計画（案）
 - 文書 28 隊員の懲戒処分について（案）（17. 1. 19。横監総務課）
 - 文書 29 アフターケア活動の実施結果について―「護衛艦 たちかぜ」―
 - 文書 30 遺書の写し
 - 文書 31 自衛隊員の自殺事故に係るケアチームの派出について（通知）（海幕補第5845号。16. 11. 4）
 - 文書 32 「*****に係る参考」及び「***** **に係る参考（No2～No4）」
- 3 本件請求文書3に該当する文書
- 文書 33 本件請求文書3に係る行政文書